

三重の森林づくり基本計画(改定)
(最終案)

平成30年12月
三 重 県

目 次

序章 三重の森林づくり基本計画改定の考え方.....	3
1 計画改定の趣旨.....	3
2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化.....	4
3 これまでの取組の成果と課題.....	8
4 基本計画の期間.....	11
〔基本計画編〕	
第1章 基本方針.....	12
1 条例の基本理念.....	12
2 基本方針と目標.....	13
第2章 基本施策.....	17
【基本方針1】森林の多面的機能の発揮.....	17
【基本方針2】林業の持続的発展.....	18
【基本方針3】森林文化及び森林環境教育の振興.....	18
【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進.....	18
第3章 具体的な施策.....	20
【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり.....	20
【基本施策1－(2)】県民の命と暮らしを守る森林づくり.....	20
【基本施策1－(3)】森林づくりを推進する体制の強化.....	21
【基本施策2－(1)】林業および木材産業等の振興.....	22
【基本施策2－(2)】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり.....	23
【基本施策2－(3)】県産材の利用の促進.....	24
【基本施策3－(1)】森林文化の振興.....	25
【基本施策3－(2)】森林環境教育・木育の振興.....	26
【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進.....	26
【基本施策4－(2)】木づかいの促進.....	26
【基本施策4－(3)】三重のもりづくりの意識の醸成.....	27
第4章 計画の進行管理.....	28
1 数値目標による進行管理.....	28
2 年次報告および公表.....	28
3 計画の見直し.....	28

〔重点プロジェクト編〕

第5章 重点プロジェクト.....	29
①. 緑の循環推進プロジェクト.....	29
②. 災害に強い森林づくりプロジェクト.....	30
③. 次世代型森林情報活用プロジェクト.....	31
④. 森林・林業を担う人づくりプロジェクト.....	32
⑤. A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト.....	33
⑥. 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト.....	34

〔資料編〕

基本計画の位置づけ.....	35
三重県型森林ゾーニングによる森林の区分.....	36
森林の区分に応じた森林づくり.....	37
森林・林業のあるべき姿（三重県林業人材育成方針（平成29年3月）より抜粋）.....	38
用語説明.....	42
三重の森林づくり条例の概要.....	52
三重の森林づくり条例.....	53
三重の森林づくり基本計画の改定経緯.....	57

序章 三重の森林づくり基本計画改定の考え方

1 計画改定の趣旨

本県では、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等および県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）を制定するとともに、この条例の規定に基づく「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら取組を進めてきました。その後、県の総合計画である「みえ県民カビジョン」の策定に合わせ、平成24年3月に基本計画2012へと計画を見直し、間伐などの森林整備や森林施業の集約化、県産材の需要拡大などに取り組んできました。

基本計画2012策定から7年が経過する中、平成28年の日本の木材自給率は34.8%となり、最も低かった18.8%（平成14年）と比べると約3分の1の水準まで回復しました。また、平成28年5月には国の新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、その中では本格的な利用期を迎えた森林資源を生かし、需要面においてはCLTや非住宅分野等における新たな木材需要の創出、供給面においては主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされました。

さらに、国の平成30年度税制改正大綱においては、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害の防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）および森林環境譲与税（仮称）を創設することとされました。

また、これらと並行して国においては、市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくは権利（経営管理実施権）を「意欲と能力のある林業経営者」に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする「森林経営管理法」が制定され、平成31年4月から施行されることとなりました。

一方、県においては、災害に強い森林づくりや県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、平成26年4月に「みえ森と緑の県民税」を導入したほか、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27年7月に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

また、平成24年7月にスタートした「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、県内で4か所の木質バイオマス発電所が稼働したほか、平成30年3月から紀伊半島で初となる大型合板工場が操業を開始し、県内の木材需要は大きく変容しつつあります。

さらに、持続的かつ多様な森林・林業経営を担う人づくりに向けた新たな人材育成機関として、平成31年度から「みえ森林・林業アカデミー」を開講します。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。この

ため、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、「三重の森林づくり基本計画」を改定するものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 森林法等の改正や、国の新たな森林・林業基本計画の策定

国は、林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施策を通じて、国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置を講ずることを目的として、平成 28 年 5 月に森林法等を改正しました。

改正された森林法では、森林所有者等に対し伐採後の造林の状況報告を義務付けることで、伐採後の再造林を確保するほか、市町村が林地台帳（森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載）を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合や林業事業者等が取り組む所有者や境界の特定、施業集約化等を一層促進することとしています。

森林組合法の改正では、森林組合が自ら森林を保有・経営する「森林経営事業」の要件等を見直すことにより、経営意欲の減退した森林所有者の森林等について、森林組合が代わって積極的に森林経営を行えるようにし、施業集約化を促進することとされました。

また、平成 28 年 5 月に閣議決定された新しい「森林・林業基本計画」では、戦後造成されてきた人工林が本格的に利用可能な段階に入ったとの認識のもと、「資源の循環利用による林業の成長産業化」、「原木の安定供給体制の構築」、「木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出」を柱として進め、これらの取組をとおして林業・木材産業の成長産業化による地方創生に寄与することとしています。

(2) 主伐・再造林のサイクルによる循環型林業の確立に向けた新たな動き

林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費の捻出が厳しい状況であることから、多くの森林所有者が主伐を控えています。また、仮に再造林を行ったとしても、ニホンジカ等の食害により更新が困難になるなどの事例が、森林所有者の伐採意欲をさらに後退させています。

このため、県では、公益的機能を適切に発揮しつつ森林資源の計画的な造成・利用の推進に向けて、一貫作業システムやコンテナ苗の普及など、育林経費の約 7 割を占める初期造林コストの低減を図る低コスト造林の取組を進めています。こうした取組により、林業の採算性の向上と、素材生産量の増加を図るとともに、今後は、森林法に基づく造林の実施状況の的確な把握、野生鳥獣による被害対策の適切な実施等を推進し、主伐・再造林の循環を取り戻していく必要があります。

(3) 間伐実施面積の減少

平成 24 年に「森林経営計画制度」が創設されるとともに、国の補助事業による支援策も大幅に見直しが行われ、これまでの「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換が行われました。予算規模の伸びが見られない中で、事業単価が約 3 倍程度に増加したことにより、単年度当たりの間伐面積は、伐捨間伐が主体であった平成 23 年度以前と比較して大きく減少した状態が続き、その結果、平成 18 年度からの累計においても目標を下回る結果となっています。

これまで間伐を推進してきたことに加えて、10 齢級（46 年生）以上の人工林が 75% を占める中で、以前に比べて間伐が必要な森林は減少すると考えられますが、京都議定書に代わる地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が平成 28 年 11 月に発効し、我が国が国連に提出した約束草案では、2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26% 削減すること、この削減目標量のうち、2.0% 分に当たる約 2,780 万 CO₂ トンについては、森林吸収源対

策によって確保することを目標としています。この森林吸収量の目標を達成するためには、引き続き、間伐や主伐後の再生林等の森林整備と併せて、木材利用の推進等の森林吸収源対策を着実に実施していくことが必要であり、そのためには、継続的に森林整備を実施するための安定財源を確保することが大きな課題となっています。

(4) 森林環境税（仮称）および森林環境譲与税（仮称）の創設

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものです。

しかし、森林整備を進めるにあたっては、森林に関心が薄い所有者や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっており、パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要です。

このようなことから、国の平成30年度税制改正大綱においては、前述の諸課題に的確に対応するための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、国税として森林環境税（仮称）および森林環境譲与税（仮称）を創設することとされました。

森林環境税（仮称）は平成36年度からの導入、これに先立って都道府県と市町村に配分される森林環境譲与税（仮称）が平成31年度から導入されることとなっています。

(5) 森林経営管理法の制定

国は、平成30年5月に新たに「森林経営管理法」を制定し、平成31年4月から施行することとしました。

森林経営管理法は、市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくは権利（経営管理実施権）を「意欲と能力のある林業経営者」に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とするものです。市町村が森林所有者から森林の経営管理権を取得して、自ら経営管理を行う場合の費用には、並行して導入が予定されている森林環境譲与税（仮称）を充てることとされています。このように、森林・林業行政における市町の役割はますます重要となってきています。

一方で、市町においては林務担当者が不足するなど執行体制に課題を抱えていることから、県においては、新たな森林管理システム等が円滑に運用されるよう、市町をサポートするとともに、森林環境譲与税（仮称）の活用についても市町と相互に連携を図りながら検討を進める必要があります。

(6) みえ森と緑の県民税の導入

県内における台風等による災害の発生をふまえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくりおよび県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、平成26年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

この税により、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、県では主に「災害に強い森林づくり」を、市町では主に「県民全体で森林を支える社会づくり」の取組を進めています。

「みえ森と緑の県民税」は、導入から概ね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成30年度において見直しを行った結果、全国的に集中豪雨などによる災害が多発していることをふまえ、今後も災害に強い森林づくりの推進とともに、将来にわたり県民全体で森林を支える社会づくりを進める必要があることから、平成31年度以降も継続することとしました。

(7) 水源地域の保全に向けた新たな条例の制定

森林所有者の森林への関心の低下や、山村の過疎化・高齢化に加え、他の道県では外国資本等による森林の取得事例も報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。このため、県では水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27年7月に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、県内民有林の81.8%に相当する約28万5千haを水源地域に指定し、森林売買の際には県への事前届出を制度化したほか、水道の水源となっているダムの上流や簡易水道の水源等、水源地域の17.6%に相当する約5万haを特に重要な地域として特定水源地域に指定しました。

今後は、特定水源地域について森林法に基づく保安林指定の推進や、市町等による森林の公的な管理を促進していく必要があります。

(8) 森林の所有者・境界の不明化の進行

森林は、木材の生産はもちろん、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの多面的な機能を発揮することによって、私たちの暮らしを支えています。しかし、木材価格の長期低迷による林業採算性の悪化などにより、森林所有者の経営意欲が減退するとともに、高齢化や相続による世代交代が進行し、実際の所有者や境界が不明な森林が拡大しています。

こうした問題は、間伐等の手入れが遅れた林分の増加や、施業の集約化に支障をきたすなど、森林の公益的機能の発揮や効率的な木材生産を進める上において、大きな課題となっています。

(9) 木材需要を巡る状況の変化

我が国の人口は平成22年にピークを迎えて以降減少局面に転じており、今後、住宅着工戸数の減少が予測されています。縮小が見込まれる市場において、住宅分野での木材需要を拡大するためには、外材等から国産材への転換を住宅メーカー等に働きかけるほか、地域材に魅力を感じる消費者を増やすとともに、今後、増加が予想されるリフォームでの内装材等の新たな需要を取り込み、特に建築用材における県産材の利用率を高めていく必要があります。

また、中国等における木材需要の増加や韓国におけるヒノキ人気の高まりなどを背景として、日本からの木材輸出量は増加傾向にあり、平成29年の木材輸出額は326億円となっています。県においてもこうした動きの中で、平成27年2月に県内から初めて韓国・台湾向けに原木が輸出されました。

日本から中国への輸出については、土木用や梱包材等としての原木輸出が中心でしたが、日本の建築基準法に当たる「木構造設計標準」が施行され、スギ、ヒノキを構造材として利用することが認められることとなり、製材品輸出の活路が開けました。

このような木材の輸出を巡る環境変化に的確に対応し、より付加価値の高い木材製品の輸出拡大につなげていくことが重要となっています。

さらに、平成26年11月に県内初の木質バイオマス発電所が稼働し、平成28年7月にさらに2箇所、平成30年1月に新たに1箇所を操業を開始するなど、燃料用木質チップの原料となるC材の需要は大きく増大しています。また、紀伊半島で初めてとなる大型合板工場が平成30年3月に操業を開始し、B材需要が大幅に増加しています。

加えて、平成30年3月には経済同友会が「地方創生に向けた“需要サイドからの”林業改革～日本の中高層ビルを木造建築に！～」を公表し、この中で、需要サイドから新しい林業の構築や積極的な国産材の利用を提言するなど、経済界においても国産材利用を推進する機運が高まっています。

また、木材を建築材料として活用することで循環型社会の形成や国土保全、地域経済を活性化する観点から平成30年6月に改正された建築基準法においては、木材利用に係る規制が緩和さ

れ、建築物における木材利用のチャンスが拡大しています。併せて、森林環境譲与税（仮称）の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進むことも想定されます。

このため、こうした大規模な需要に対して、原木を安定的に供給できる体制の構築と併せて、A・B・C材のバランスよい需要を確保しつつ、原木の最も価値の高い部分であるA材の需要を拡大し、1本の木の価値を最大化していくことが課題となっています。

(10) 持続的な森林・林業経営を担う人づくりの機運の高まり

長引く材価の低迷や、日EU経済連携協定（EPA）やTPP11の締結により、外材との競争環境はさらに厳しくなることが予想され、林業や木材産業を取り巻く環境は依然厳しい状況となっています。その一方で、県内の森林資源の多くは利用可能な時期を迎えており、豊かな森林資源の利用を促進して林業の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

特に、県土の6割以上を森林が占める三重県において、林業は、中山間地域の仕事の場の創出や定住促進など、地方創生のために欠かすことができない産業となっています。

林業により森林を適正に管理しつつ、中山間地域の活性化につなげていくためには、これまで以上に、効率的な林業経営や森林資源をはじめ地域の資源を生かした新たな林業ビジネスが展開できる先進的で経営センスにあふれた人材が求められます。このようなことから県では、平成29年3月に「三重県林業人材育成方針」を策定し、これをふまえて、新たな林業人材育成機関である「みえ森林・林業アカデミー」を平成30年10月にプレ開講、平成31年4月に本格開講し、主に既就業者を対象とした人材育成に取り組むこととしました。また、オール三重でアカデミーの運営をサポートするため、趣旨に賛同する林業関係団体や事業体、企業、高等教育機関、市町等で構成する産学官連携組織を設置することとしています。

(11) 森林環境教育・木育の推進

県では、これまでも、「三重の森林づくり基本計画」に基づき、森林環境教育の機会の拡大を図ってきましたが、「みえ森と緑の県民税」導入後は「県民全体で森林を支える社会づくり」の重要な取組の一つとして、森林環境教育・木育の推進に注力しています。

平成28年4月には、「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、森林環境教育・木育活動のコーディネート、指導者の紹介、出前授業など、森林環境教育・木育に取り組んでいただく方をサポートする総合窓口として活動を開始しています。

また、平成30年6月には、市町等の行政機関や木育関係民間団体等が連携する場として「みえの木育ネットワーク」を設立し、「木育」の取組を加速化させています。

(12) SDGs、ESG投資への関心の高まり

2015年9月に、持続可能な社会を作るための2016年から2030年までの国際共通の目標である、SDGs（持続可能な開発目標）が国連で合意され、17の目標が設定されました。

林業は、持続可能な森林経営を行うことによって、SDGsで掲げられた17の目標のうち、14の目標達成に貢献できること、生産活動を行うこと自体が目標達成に貢献できることといった特徴を有することから、SDGsの達成にあたって、森林・林業の果たす役割が大きいものと認識されてきています。

また、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資をいう、ESG投資が広がりを見せる中で、SDGsとの親和性の高さ、取組の容易さから、森林・林業がESG投資の文脈でも注目を集めるようになっていきます。

本県では、先進的な森林所有者等が、森林環境を適切に保全し、地域の社会的な利益にもかない、経済的にも持続可能な管理された森林を国際的に認証するFSC認証を日本で最初に取得するなど、早くから社会や環境にも配慮した林業に取り組んできた実績があり、こうした特徴を強

みとして、これまで森林・林業とかかわりの少なかった産業との連携を進めていく必要があります。

(13) 山地にかかる自然災害の頻発

平成 23 年 9 月に発生した紀伊半島大水害を始め、平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、西日本一帯に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震等による土砂災害など、大規模な自然災害が本県のみならず、全国各地で頻発しています。

地震や集中豪雨等に起因する山地にかかる自然災害が、いつ、どこで発生しても不思議ではない状況の中、土砂流出の防止や崩壊防止など森林が有する山地災害防止機能の重要性が改めて認識される場所であり、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを進める必要があります。

3 これまでの取組の成果と課題

【基本方針 1 森林の多面的機能の発揮】

(これまでの取組の成果)

- 平成 18 年度から 29 年度までの 12 年間に、環境林では、針広混交林化への誘導を図るため、30,098ha の強度間伐を実施するとともに、生産林では、健全な森林資源の育成を図るため 53,587ha の間伐を実施し、併せて 83,686ha の間伐を実施しました。
- 増加する野生鳥獣による被害を防止するため、植林地への防護柵等の設置を行うとともに、ニホンジカの生息頭数を適正化するための大量捕獲方法の開発などを進めました。
- 山地災害を防止するため、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事を行うとともに、重要な水源地において治山施設の整備と併せて荒廃森林の整備や、機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施しました。
- 平成 26 年度からは、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくりを進め、災害緩衝林整備事業として 18 市町、131 箇所において流木となる恐れのある危険木の除去と溪流沿いの山腹で土砂や流木の流出を抑止するための調整伐を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、10 市町、23 箇所において、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設などに異常に堆積して流出する恐れのある土砂と流木の撤去を行いました。

(課題)

- 間伐については、平成 18 年度からの間伐実施面積の累計は 83,686ha となりましたが、目標としていた 95,200ha を達成することはできませんでした。平成 24 年度を境に、国の方針が「伐捨間伐」から「搬出間伐」に転換し、予算規模の伸びが見られない中で、造林補助事業の単価が約 3 倍程度に増加したことや、森林環境創造事業や治山事業等の森林整備に係る予算も減少傾向にあることが大きな要因となっています。

平成 31 年度から、森林環境譲与税（仮称）を財源として新たな森林管理システム等に基づく森林整備が実施されることから、既存事業による取組とともに計画的に生産林、環境林の整備を進めていく必要があります。

- ニホンジカ等による林業被害額は、平成 20 年の約 2 億 4 千万円に対して、平成 29 年は 1 億 8 千 9 百万円とやや減少はしましたが、被害の状況は依然深刻なものとなっています。再造林の放棄や更新不良の伐採跡地等の増加を防ぐため、引き続き効率的な捕獲と被害対策を進める必要があります。
- 持続的な林業経営や安定的な木材生産のためには、それを支える森林資源の循環利用が重要

であり、間伐材の利用推進とともに、主伐の促進と伐採後の確実な更新を進めていく必要があります。

- 平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害や平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、西日本一帯に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震等による土砂災害など、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを進めていく必要があります。
- 三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、特定水源地域について、協定に基づく森林管理や公有林化を促進するとともに、保安林指定を推進するなど適正な管理を進める必要があります。

【基本方針 2 林業の持続的発展】

(これまでの取組の成果)

- 間伐の推進や森林施業の集約化、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組みましたが、県産材（スギ・ヒノキ）の素材生産量は平成 29 年度に 323 千 m^3 となり目標の 387 千 m^3 を下回っています。
- 県内の木質バイオマス発電所向けの木質チップ原料の供給について、収集・運搬機械の導入や流通経費に支援した結果、平成 29 年度に 7 万トンまで増加しました。
- 平成 24 年度からスタートした森林経営計画制度により、54,462ha で施業の集約化が進みました。また、効率的な森林施業の実施に向けて路網整備や高性能林業機械の導入を促進し、県内の林業事業者等が保有する高性能林業機械の台数は平成 28 年度末で延べ 103 台となっています。
- 林業の担い手の育成・確保については、高校生の職場体験や就業相談会、もりびと塾（林業体験コース）を実施した結果、新規林業就業者数は毎年 40 名程度を確保しています。また、施業を集約化するための森林施業プランナーの育成、今後増加する主伐等に必要な架線集材の技術者や、効率的な施業を実施するための高性能林業機械の操作やメンテナンスのできる技術者の養成に取り組みました。
- 県産材の利用の促進については、品質の確かな「三重の木」認証材を中心に、県内や首都圏等大消費地において PR に取り組んだ結果、平成 28 年の「三重の木」認証材等出荷量は 35,639 m^3 となり、平成 22 年に比べ約 1.4 倍まで増加しました。しかし、平成 29 年には 17,148 m^3 となり、平成 22 年に比べて 7 割まで減少しました。また、平成 28 年 5 月に開催された G 7 伊勢志摩サミットでは、首脳会議用円卓や国際メディアセンターの檜舞台等に、森林認証を受けた「尾鷲ヒノキ」をはじめとする県産材が採用され、海外からも高い評価を受けたほか、「尾鷲ヒノキ」は平成 29 年 3 月に、林業分野で唯一「日本農業遺産」に認定されました。

(課題)

- 木材価格の低迷や、ニホンジカの獣害被害などによる森林所有者の経営意欲の減退が、素材生産量の伸び悩みにつながっていることから、森林所有者の所得向上に向け、林業の採算性を高めるための植栽～保育にかかる育林コストの低減や、効果的な獣害対策に取り組む必要があります。
- 大型合板工場の稼働に伴う B 材需要や、木質バイオマス燃料の C 材需要が増大していることから、川下の事業者と川中の原木市場、川上の素材生産業者等の関係者が連携し、流通の合理化等による流通経費の低コスト化、協定等に基づく原木の安定供給体制の構築を進める必要があります。
- 森林経営計画制度や新たな森林管理システムに基づく、意欲と能力のある林業経営者への再

委託等により、更なる施業の集約化を図るとともに、路網整備や高性能林業機械の導入促進および稼働率の向上等による木材生産の低コスト化を進める必要があります。

- 森林施業プランナーや高度な技術を持ったオペレーターなど、多様な人材の育成を進めるほか、林業の成長産業化や中山間地域の活性化に向けて、次代を担う経営感覚の優れた人材の育成に取り組む必要があります。
- 近年、製材品の品質の安定性や、大ロットの供給が求められることから製材工場の大規模化が進んでおり、中小製材工場が多い本県の製材品の価格競争力や供給能力が相対的に低下し木材需要の減少につながっています。また、B材やC材の需要は拡大していますが、再造林を考慮した林業の採算性を確保するには、一番価値の高い部分であるA材の需要を拡大する必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

(これまでの取組の成果)

- 森林文化・森林環境教育指導者については、平成28年4月に森林環境教育、木育、森づくり活動の総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、対象者のレベルに応じた研修会等を開催した結果、目標の680人を上回る688人を養成しました。
- 森林文化・森林環境教育の活動については、三重県民の森や上野森林公園での自然観察会の開催、みえ森と緑の県民税を活用した学校や地域での森林環境教育の取組、新たに未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組など、市町、各種団体、NPOなどさまざまな主体と連携して取り組んだ結果、目標値の2,200回を上回る2,233回の活動が実施されました。
- 身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全等については、里地里山保全活動等の活動実施箇所数が82箇所が増加するなど、地域住民や団体等による自主的な保全活動が進んでいます。

(課題)

- 森林環境教育や木育を進めていく上で、指導者の養成とともに、指導者、活動団体、学校などをつなぐコーディネート機能を充実させていく必要があります。
- 市町、各種団体、NPOなどさまざまな主体と連携し、継続して森林環境教育や木育を実施することで、森林の重要性や地域の木材を使うことの意義等の理解を広め、森林保全活動への積極的な参加や、地域材の利用促進に繋げていく必要があります。
- 生物多様性の確保や身近な自然とのふれあいの場として重要な里地・里山・里海等の保全活動が、県民、事業者、NPO、行政等の連携のもとで、今後も継続的に行われる必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

(これまでの取組の成果)

- 県民の皆さんの森林に対する理解を深め、森林づくりへの参画意識を高めるため、10月の「もりづくり月間」を中心に、森林と木づくりに関するさまざまなイベントを開催してきました。こういったイベントや県民参加の植樹、「企業の森」活動の推進等に取り組んだ結果、指標としている「森林づくり参加者数」は33,005人となり目標数の32,000人を上回りました。
- 森林づくりへのさまざまな主体の参画を促すため、森林ボランティア活動等に必要な基礎知識や技術に関する研修を実施したほか、活動場所の確保、指導者の育成など、企業やボランティア団体等の活動の支援を進めました。
- 企業の森については、企業の環境貢献意識の高まりを背景に取組は増加しており、平成30年

3月現在で47箇所212.6haの協定が結ばれ、企業と地域との連携を深めつつ森林整備等が進められています。

(課題)

- 森林や木づかいに関するさまざまなイベントの開催等を通じて、森林の現状や課題が県民に十分に認識されるとともに、県民が森林の適正な保全・管理等に積極的に関与できる環境を整備する必要があります。
- 森林づくり活動をさらに促進するため、引き続き、森林ボランティアや、自伐林家等に対する必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供、指導者の育成などを進める必要があります。
- 木材が、再生可能な資源であるとともに環境にやさしい資源であることが理解され、地域の材は地域で優先して使用するなどの取組が率先して行われるような社会づくりを進めていく必要があります。

4 基本計画の期間

条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくり」をめざしていくには、中長期的な目標設定が必要と考えられますが、近年、森林・林業を取り巻く社会情勢変化のスピードが速まっていることや、これまでも概ね5年を目安として基本計画の見直しを行っていることもふまえ、目標年次を平成31年度(2019年度)から10年後の平成40年度(2028年度)とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

また、重点的に実施するプロジェクト(以下「重点プロジェクト」といいます。)を新たに設けることとし、森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間の前半に重点的に実施すべき施策と位置付け、目標年次を平成31年度から5年後の平成35年度(2023年度)としてその進捗管理を図ることとします。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進める上での基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針と、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間で実現を目指す目標は、それぞれ次のとおりです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	単 位	現状H29(2017年度)	H40(2028年度)
公益的機能増進森林整備面積※1	ha(累計)	1,540 (参考：H29単年) ※5	30,300
山地災害危険地区整備着手地区数※2	地区(累計)	2,142	2,359
新植地の被害率(獣害) ※3	% (箇所)	20.3	0
森林境界明確化面積※4	ha(累計)	25,000	60,000

※1 公益的機能増進森林整備面積とは、公益的機能の発揮をめざして、環境林を中心に公的主体（県・市町）等によって進める間伐等森林整備の面積を言います。

※2 山地災害危険地区整備着手地区数とは、山地災害危険地区において治山ダム等の整備に着手した地区数を言います。なお、山地災害危険地区とは、林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路など保全対象への影響が大きい地区を県が選定したものです。

※3 新植地の被害率(獣害)とは、植栽地のうちニホンジカ等によって一定以上の被害を受けた箇所の割合を言います。

※4 森林境界明確化面積とは、森林整備を進めるに当たり、現地立ち合いや測量等によって所有者情報を整備した森林の面積を言います。

※5 目標値が10年間の累計値となっている指標のうち、現状欄に「参考：H29単年」と記載のある値については、新たに設定した指標であることから現状の累積値がないものの、類似の取組があるものについて単年値を参考として示したものです。

基本方針２ 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	単 位	現状H29(2017年度)	H40(2028年度)
県産材素材生産量※1	千m ³	336	430
林業人材育成人数※2	人(累計)	39 (参考：H29単年) ※4	645
製材・合板需要の県産材率※3	%	46.6	60.0

※1 県産材素材生産量とは、県内の森林から生産される原木の量（体積）を言います。

※2 林業人材育成人数とは、みえ森林・林業アカデミーなどにおいて研修を受講した人の数を言います。

※3 製材・合板需要の県産材率とは、県内の製材所及び合板工場が取り扱う原木の内、県産原木が占める割合を言います。

※4 目標値が10年間の累計値となっている指標のうち、現状欄に「参考：H29単年」と記載のある値については、新たに設定した指標であることから現状の累積値がないものの、類似の取組があるものについて単年値を参考として示したものです。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育および学習の場でもあることから、森林の保全および活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指 標	単 位	現状H29(2017年度)	H40(2028年度)
森林文化・自然体験施設等の利用者数※1	千人	1,426	1,613
森林環境教育支援市町数※2	市町	8	29
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数※3	人・団体	102	300

- ※1 森林文化・自然体験施設等の利用者数とは、森林公園や自然公園施設等の利用を通じて、森林や自然と触れ合った人の数を言います。
- ※2 森林環境教育支援市町数とは、小中学校等による森林環境教育・木育活動を支援する仕組みを構築している市町の数を言います。
- ※3 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数とは、地域の実情に応じて実施する指導者養成講座を通じて育成した指導者数を言います。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指 標	単 位	現状H29(2017年度)	H40(2028年度)
森林づくり活動への参加団体数※1	団体	114	124
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数※2	者(累計)	—	80
三重の森林づくりへの関心度※3	%	—	50.0

※1 森林づくり活動への参加団体数とは、森林づくりに取り組む企業やボランティア等団体数を言います。

※2 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者等の数を言います。

※3 三重の森林づくりへの関心度とは、アンケート調査によって測る、県が進める森林・林業施策への県民の関心度を言います。

第2章 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

なお、県では、「三重県林業人材育成方針」（平成29年3月）の策定にあたり、学識経験者や林業関係者など専門家で構成される検討会から意見を頂きながら「森林・林業のあるべき姿」を検討しました。

この中では、本県の森林・林業の特徴をふまえ、「森林のあるべき姿」では、

- ①. 森林の資源活用と公益的機能が調和している
- ②. 県民全体で森林を支えるという合意形成ができている

の2点を、

「林業のあるべき姿」では、

- ①. 林業が誇りある産業として、地域を支えている
- ②. 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている
- ③. 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している
- ④. 森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

の4点を、長期的な視点に立った本県の森林・林業の目指すべき将来像として示しています。

基本施策や後掲の「具体的な施策」については、基本方針とともに「森林・林業のあるべき姿」をふまえて定めることとします。

【基本方針1】森林の多面的機能の発揮

1-（1）「構造の豊かな森林※」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

※「構造の豊かな森林」とは

- ・人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ・若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ・高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ・これらが複合した多種多様な森林

1-（2）県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

1－（3）森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報（所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等）の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、森林環境譲与税（仮称）や森林経営管理法の導入を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

【基本方針2】林業の持続的発展

2－（1）林業および木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業および木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

2－（2）森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

2－（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」をとおした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築などを進めます。

【基本方針3】森林文化及び森林環境教育の振興

3－（1）森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－（2）森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成等を行います。

【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進

4－（1）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

4－（2）木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

4－（3）三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

第3章 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり

(1) 持続可能な森林づくり

- ・「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとするため、植栽本数や保育回数の見直しのほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムやコンテナ苗等の導入など新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、緑の循環のサイクルを確実なものとし、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違うさまざまな森林が配置される姿をめざします。
- ・再造林等による森林の確実な更新を進め、造林未済地の解消と防止を図ります。
- ・今後、増加が見込まれる主伐後の再造林を確実に実施するため、苗木の生産量確保と安定供給ができる体制を整備します。
- ・花粉発生源対策を推進するため、少花粉スギの種子を生産し、着実な供給に努めます。
- ・森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を進めます。

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

- ・公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階の違うさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が低いと判断される森林については、公益的機能の発揮のため、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。

(3) 多様な森林づくり

- ・木質バイオマス用途や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた多様な生産林の整備を進めます。
- ・地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【基本施策1－(2)】県民の命と暮らしを守る森林づくり

(1) 災害に強い森林づくりの推進

- ・山地災害の復旧、山地災害危険地対策による山地災害の未然防止など、県民生活の安全を確保するため、保安林機能を向上させるための森林整備等を行うとともに、治山施設の整備を進めます。併せて、山地災害の未然防止や良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備を進めます。
- ・山地災害危険地区の再点検を行うとともに、既存施設の機能強化を含めた治山施設の計画的な維持管理・更新等、長寿命化対策を推進します。

- ・「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去等を行います。

(2) 森林の保全と保安林制度の推進

- ・森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めます。
- ・水源のかん養や山地災害の防止など重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。
- ・三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、水源地域内の土地取引等の事前届出制度の的確な運用を図るとともに、市町および森林所有者等と連携し、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

(3) 森林病虫害対策および森林災害対策の着実な実施

- ・「保全すべき松林」の被害拡大を防止するため、松くい虫防除を実施する市町に対し、効果的な防除が実施されるよう指導および情報提供を行います。
- ・カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法などの情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう指導および情報提供を行います。
- ・林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

(4) 野生鳥獣による被害の低減

- ・ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合などとの連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めます。
- ・森林の更新を阻害しているニホンジカの生息密度を低減させるため、ICTを活用した新たな捕獲技術の普及・啓発を進めます。

【基本施策1－(3)】森林づくりを推進する体制の強化

(1) 国・市町等と連携した森林管理の推進

- ・県内4流域（北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の地域森林計画、および市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。
- ・国有林や隣接府県との情報共有・連携を図り、適正な森林管理を進めます。
- ・市町が森林環境譲与税（仮称）を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努めます。
- ・伐採後の適切な更新が行われるよう、伐採箇所の巡視や造林の実施状況の的確な把握など、伐採・造林届出制度の適正な運用を図ります。
- ・森林法に基づく新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の的確な運用や、関係行政機関の連携による情報の共有等を進め、森林所有者に関する精度の高い情報となる林地台帳の整備を促進します。
- ・山間部における地籍調査の促進に向けた基礎的調査となる森林境界の明確化を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

- ・森林組合等が実施する森林境界の明確化や、地籍調査等の成果を森林GISに的確に反映し、森林情報の精度の向上を図ります。
- ・森林GIS等で管理するさまざまな情報について、インターネットを介して市町、林業事業者

森林所有者等と双方向で情報の共有・更新ができるよう、クラウドシステムの適正な運用とネットワーク化の促進を図ります。

- ・人工衛星や航空レーザ計測等、リモートセンシングの技術を活用し、森林資源情報等の効果的かつ的確な把握に努めます。

(3) 森林の公有林化等による公的管理

- ・特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。
- ・県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所については計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

(4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

- ・森林整備による、土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【基本施策2－(1)】林業および木材産業等の振興

(1) 森林施業の集約化の促進

- ・森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけにより施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。また、新たな森林管理システムに基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等を通じて森林経営計画の作成を促進します。
- ・森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。
- ・森林所有者から森林組合や認定林業事業者等への森林管理の長期施業委託を促進します。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

- ・製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。
- ・中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

- ・素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道などの路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。
- ・品質・性能、価格や供給の安定性の面において競争力のある木材製品や、少量・多品種などのニーズに応じた木材製品を供給するため、製材工場間の水平連携体制構築を促進するほか、ICTの活用を含めた多様な木材加工・流通体制の整備を促進します。
- ・航空レーザ計測等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのICT化を進めることで林業のスマート化を図ります。

(4) 多様な収入源の創出

- ・地方創生の新たなモデルとして、林業だけでなく、農業や観光業、自然体験などさまざまな業種を複合的に組み合わせた、中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。
- ・森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した、新商品の開発等を促進します。

(5) 特用林産の振興

- ・安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。
- ・きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこの情報提供を行います。
- ・空調のための消費電力が少ない高温発生型のきのこや、抗腫瘍効果等の機能性が高いと考えられる新たな食用きのこの人工栽培技術を開発し、生産者に普及します。

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

- ・育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキエリートツリー等のコンテナ苗等の育苗技術や早生樹の育林技術の確立に取り組みます。
- ・安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を使用した作業システムの開発に取り組みます。

【基本施策2－(2)】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

(1) 林業の担い手の育成・確保

- ・林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や都市部の既就業者等の就業希望者等に対して林業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。
- ・林業は他産業に比べ労働災害の危険が高いことから、労働災害防止に向けた取組や職場環境の改善など労働災害の削減を図ります。
- ・素材生産量の増大に向けて生産性の向上を図るため、架線集材技術の習得や高性能林業機械の操作・メンテナンス等の高い技術を持った人材の育成を図ります。
- ・森林所有者へ施業提案を行い、森林所有者に代わって地域の森林を適切に管理する森林施業プランナーの技術力向上を図ります。
- ・将来にわたる持続的な林業の活性化に向けて、効率的な林業経営や新たな林業の展開等ができる高度な林業人材の育成を図ります。
- ・高度な林業人材や高い現場技術を持った林業人材を効率的・効果的に育成するため、新たな林業人材育成機関として「みえ森林・林業アカデミー」を設置して関係団体とも連携しながら人材の育成を図るとともに、他県の林業大学校等とも連携し、新規就業者の確保を図ります。
- ・新たな森林管理システムの導入など、森林・林業行政における市町の役割が強化されていることから、「みえ森林・林業アカデミー」において市町職員の人材育成を支援します。
- ・森林の整備・保全と林業の活性化を図るため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施できる森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員の育成を図ります。

(2) 地域を担う多様な人づくり

- ・林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進など、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。
- ・林業の活性化や中山間地域の振興を図るため、中山間地域の資源を生かした新たな森林ビジネ

スの展開等ができる先進的で経営センスのあふれる人材の育成を図ります。

- ・小規模な森林所有者などの自主的な森林整備や素材生産活動を促進するため、地域経済の活性化にも資する木の駅プロジェクトを推進するとともに自伐型林業の活性化を図ります。
- ・障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、木工分野等において福祉事業所との連携等に取り組みます。

(3) 林業事業体の育成と経営力の向上

- ・地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。
- ・森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や「みえ森林・林業アカデミー」等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【基本施策2－(3)】県産材の利用の促進

(1) 県産材の需要の拡大

- ・県産材の新たな需要としてG7伊勢志摩サミットでも好評を得た内装材など、県産無垢材の表面品質の高さをアピールできる製品の販路拡大に取り組みます。
- ・尾鷲ヒノキや、波瀬地域のスギなど県内のブランド材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進します。
- ・木材の輸出を促進するため、中国、韓国、台湾などにおけるニーズの的確な把握や、輸出用原木や製品の安定供給に向けた取組を促進します。
- ・県内合板工場から生産される合板の利用促進に向け、公共工事における利用や内装材への活用などを促進します。
- ・生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる体制整備を検討します。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

- ・木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。
- ・「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応など県産材の合法性確保に向け、FSC等の認証制度の普及促進を図るなど関係事業者への情報発信を進めます。
- ・建築事業者等のニーズに応えるべく、高品質で専門性が高い材を生産する製材工場が多いという本県の製材業界の特長を生かしながら製材工場間の連携を図りつつ、製材品を必要な時に必要な量を納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

- ・県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士、等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。
- ・今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進

- ・県産材の利用拡大を図るため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共

施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として捉え、競技大会関連施設をはじめ各種公共施設等への県産森林認証材等の利用を働きかけます。
- ・建築基準法の改正や森林環境譲与税（仮称）の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進むことが想定されることから、このような動きを見据え、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

（5）持続可能な木質バイオマス利用の推進

- ・地域林業の活性化や森林保全につながる未利用間伐材などの有効活用を図るため、県内木質バイオマス発電や熱利用など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- ・森林資源のカスケード利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進めます。また、地域活性化にも資する木の駅プロジェクトを推進し、木質バイオマスの地産地消を促進します。

（6）新製品・新用途の研究・開発の促進

- ・県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。
- ・県内の林業事業体や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【基本施策3－（1）】森林文化の振興

（1）森林の文化的価値の保全および活用

- ・世界遺産や日本農業遺産の制度を活用し、県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。
- ・森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていることなど、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。
- ・消費者の求める価値が多様化していることから、ジビエや広葉樹をはじめとする新しい価値に着目した森林資源の活用を促進します。

（2）森林文化の体験と交流の促進

- ・三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

（3）里山の整備および保全の促進

- ・人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用してため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

（4）森林文化の継承

- ・伊勢神宮や熊野古道など、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。
- ・木を活用する伝統産業など「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成および、安定供給の取組を促進します。

【基本施策3－(2)】森林環境教育・木育の振興

(1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

- ・ 県民の皆さんに森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。
- ・ 豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップの取組や、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

(2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

- ・ 県民の皆さんが気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。
- ・ 森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公園などを活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

(3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

- ・ 学校における森林環境教育・木育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段階的な教育をサポートする取組を進めます。
- ・ 森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

- ・ 森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、みえ森づくりサポートセンターを核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。
- ・ 森づくり活動団体の維持および活性化を図るため、木の駅プロジェクトへの参画や、移住者等の森林づくりへの参加を促進します。
- ・ 企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。

(2) 緑化活動の促進

- ・ 県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【基本施策4－(2)】木づかいの促進

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

- ・ 家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

- ・ 県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。
- ・ 県内の幅広い企業や団体等における木づかいの取組を推進するとともに、木づかいに係る積極的な情報発信を行います。

【基本施策4－(3)】三重のもりづくりの意識の醸成

(1) 三重のもりづくり月間の取組

- ・ 森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

第4章 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第1章の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告および公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成40年度（2028年度）に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5章 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置づけてプロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を平成31年度から5年後の平成35年度（2023年度）としてその進捗管理を図ることとします。

①. 緑の循環推進プロジェクト

ア. 現状と課題

県内の人工林は、利用可能な46年生以上が民有人工林全面積の75%を占めるなど利用期に達しています。森林資源が充実してきたことに加えて、紀伊半島初となる大型合板工場や木質バイオマス発電所の立地に伴って原木需要が旺盛であることを受け、今後、主伐の増加が見込まれます。

一方で、森林の多面的機能を維持するためには、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとする必要があります。そのためには、植栽本数や下刈り回数の見直しのほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムやコンテナ苗等の導入など新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めつつ、近年、被害が深刻となっているニホンジカによる食害対策など、的確な獣害対策を講じる必要もあります。

イ. プロジェクトのねらい

- 地位や地利など自然的・社会的条件に照らして林地生産力を見極めた上で、木材生産を重視する森林については緑の循環のサイクルを確実なものとし、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違うさまざまな森林が配置される姿をめざします。
- 林地生産力を見極めた上で、公益的機能の発揮を重視する人工林については、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。
- 緑の循環や天然力を生かした施業の推進により「構造の豊かな森林」づくりを進めます。

ウ. 手法

- 市町と連携し、伐採届出制度に基づく届け出のあった伐採箇所について、衛星デジタル画像等を用いた伐採状況の確認や確実な更新に係る状況把握
- 市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内において森林所有者等が植栽と合わせて行う獣害防護柵の設置に対する支援
- 市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内において森林所有者等が天然力を生かした広葉樹等導入のために行う獣害防護柵の設置に対する支援
- これら獣害防護柵設置個所周辺において取り組むICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及
- 一貫作業システムやコンテナ苗等のモデル導入とその普及

エ. 成果指標

成果指標	皆伐後の更新率
H35 (2023)	100%

②. 災害に強い森林づくりプロジェクト

ア. 現状と課題

近年、台風や局所的な集中豪雨などにより森林が崩壊し、流出した土砂や流木による被害が多発しています。このような中、県では、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月に導入し、「災害に強い森林づくり」を進めているところです。この取組では、崩壊土砂流出危険地区内の溪流沿いの一定幅の森林を「災害緩衝林」として整備することで、災害発生時の土砂や流木の流下を緩和軽減する機能を高めるほか、豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を進めてきました。

しかしながら、引き続き全国的には豪雨災害による土砂や流木による被害が頻発しており、本県においても現在の取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進め、災害への備えを高める必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 溪流部において、流木化する恐れのある危険木の除去や立木の大径化を促す調整伐を進め、流木が発生した場合にもその流下を緩和軽減する「災害緩衝林」を整備します。
- 流域における防災機能を強化するため、「災害緩衝林」の隣接地などで崩壊による土砂流出の危険性の高いエリアの森林整備を進めます。

ウ. 手法

- 災害緩衝林の整備およびその効果検証、必要に応じて流木捕捉式ダム等の設置検討
- 流域全体の防災機能を強化するため、災害緩衝林整備区域の隣接地などで崩壊による土砂流出の危険性が高い箇所で行う森林整備
- 豪雨等によって流出し人家等に被害を及ぼす恐れのある異常に堆積した土砂や流木の除去

エ. 成果指標

成果指標	災害緩衝林整備事業実施数（累計）
H35（2023）	150箇所

③. 次世代型森林情報活用プロジェクト

ア. 現状と課題

森林経営管理法においては、市町が森林所有者に意向確認した上で森林の経営管理を受託する「新たな森林管理システム」が導入され、平成31年4月から施行されます。市町が受託する森林のうち、森林経営が可能な森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託し、条件不利森林については森林環境譲与税（仮称）を財源に市町が森林整備できることとなっています。

「新たな森林管理システム」が円滑に運用されるためには、市町が森林の整備状況を正確に把握した上で、計画的に森林所有者の意向を確認し、かつ、意欲と能力のある林業経営者が森林経営できるかどうかを正確かつ客観的なデータに基づいて判断する必要があります。

この時、判断材料として市町が使用できる既存資料に、県が保有している森林簿が主として挙げられますが、調査方法が空中写真による判読や簡易推定値等であるため、前述の判断を行うにあたっては、さらなる森林資源情報の精度向上が課題となります。

一方で、近年、航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術が開発され、これを森林資源情報把握に応用できることが明らかとなってきました。この技術を活用し、森林資源や地形の詳細な情報を把握することで、計画的な森林経営や未整備森林の抽出、地形解析による災害の発生危険地評価等への応用が可能となっています。

イ. プロジェクトのねらい

- 航空レーザ測量によって正確かつ詳細な森林資源情報を把握し、その解析結果を県の森林クラウドシステムに搭載することで、県だけでなく森林クラウドシステムに参画する市町や林業事業者がスムーズに情報活用することができます。
- 正確かつ客観的なデータに基づいて効果的・効率的に森林整備を進めることができます。

ウ. 手法

- 航空レーザ測量の実施と、その解析結果の森林クラウドシステムへの搭載
- 測量データを解析して活用できる例は次のとおり

流木の発生量・発生個所予測、未整備森林の抽出、地形情報による危険地評価
伐採跡地の抽出、森林の適地評価、林相情報等を用いた森林境界明確化作業の効率化、
資源量や地形情報を考慮した路網計画策定、木材生産計画の策定 など

エ. 成果指標

成果指標	航空レーザ測量面積（累計）
H35（2023）	1,200 km ² （12万 ha）

④. 森林・林業を担う人づくりプロジェクト

ア. 現状と課題

県では、学識経験者や林業関係者など専門家で構成される委員会を開催し、森林・林業のあるべき姿や、その実現に必要とされる人材像、その育成方法等を検討し、平成29年3月に「三重県林業人材育成方針」を策定しました。

この方針をふまえ、本県における林業人材育成機関の設置について検討を進めた結果、新たな視点や多様な経営感覚を持って森林・林業を取り巻く厳しい状況を打開し、さらには、地域振興の核となる人材の育成が必要であることから、これを実現する新たな林業人材育成機関として「みえ森林・林業アカデミー」（以下「アカデミー」といいます。）を平成30年10月にプレ開講し、平成31年4月に本格開講することとしました。アカデミーでは、林業に従事する方々が、その組織において果たすべき役割に応じた3つの育成コース（ディレクター、マネージャー、プレーヤー）を設定し、働きながら学ぶシステムを特徴としています。

今後は、アカデミーにおいて、次代の森林・林業と地域を担う人材の育成を継続的に展開するとともに、広く県内の関係者が集う場とする必要があります。加えて、森林経営管理法の制定など、森林・林業行政における市町の役割が強化されていることから、市町職員の支援も必要となっています。

イ. プロジェクトのねらい

- アカデミーを平成31年4月に開講して、既就業者を対象に、次代の森林・林業や地域を担う人材を育成し、林業振興はもとより中山間地域の発展に資することとします。
- 森林経営管理法の制定など、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となっていることから、市町職員の人材育成を支援します。

ウ. 手法

- 既就業者を対象に3つのコースを設置

コース名	対象者（既就業者）
ディレクター育成	経営者及びその候補者等
マネージャー育成	組織の管理者やその候補者等
プレーヤー育成	知識・技能の向上を目指す現場技術者等

- 市町職員を対象とした「市町職員講座」の設置
- その他人材育成に必要な講座の設置

エ. 成果指標

成果指標	みえ森林・林業アカデミー受講者数（累計）
H35（2023）	120人

⑤. A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

ア. 現状と課題

県内では、平成30年3月に紀伊半島初となる大型合板工場が操業を開始するとともに、複数の木質バイオマス発電所が稼働するなど、合板用のB材や木質バイオマス燃料用のC材の大口かつ確実な需要が見込まれています。これらB・C材は、主に木材の中で最も収益性の高い製材用等のA材に付随して生産されることから、B・C材を安定的に供給し、素材生産量を増大させるためには、A材の生産を中心に考える必要があります。

A材需要の中心は住宅用等の製材品ではありますが、和室の減少など住宅建築様式の変化に伴って、無節の柱など化粧性の高い木材に対する需要が減退しているほか、人口減少局面を迎えた中で長期的には住宅着工戸数の減少予測が発表されるなど、既存のA材の市場規模は今後縮小していくことが予想されます。このような中、全国的に製材工場の大規模化が進んでおり、近年では、製材用原木の生産量が増加傾向にある中で、中小規模の製材工場が多い本県の製材用原木の生産量は減少傾向にあり、製品や原木の供給等における競争力が低下していることが課題となっています。

一方で、これまで国産材の活用が進んでいない国内の非住宅分野や、日本産ヒノキの人気の高い韓国や、スギ・ヒノキの構造材の使用が可能となった中国への輸出など、新たな需要開拓の可能性も広がりつつあります。

このようなことから、新たなA材需要を獲得し、素材生産量を増大するためには、「外に打（売）って出る」ための競争力の強化が課題となっています。

イ. プロジェクトのねらい

- 当プロジェクトでは製材用原木と製材品を対象とし、これらの需要拡大に向けて意欲と能力のある素材生産業者や木材市場、製材事業者等が主体的かつ積極的に販路開拓する姿をめざします。
- 販路開拓にあたっては、事業者が競争力（品質、安定供給、営業力等）を強化することが重要であり、そのためのサプライチェーンの構築や人材育成を進めます。

ウ. 手法

- 大型製材工場等へのA材の計画的かつ大ロットの供給に向け、産学官が連携して研究を進め、原木の直送販売やサプライチェーン構築に資するICT導入など原木流通システムの構築を促進
- 住宅のみならず中・大規模建築物の内装や構造においても積極的な木材利用を提案できる建築士の育成や事業者とのネットワーク構築
- 検討会の開催等を通じ、高品質で専門性が高い材を生産する製材工場が多いという本県の製材業界の特長を生かした製材工場間の水平連携、素材生産業者や木材市場・製材事業者間の垂直連携を進め、サプライチェーン構築を促進
- 中国や韓国等への輸出実現に向け、バイヤーを招へいしての商談会や、現地展示会への出展を通じ、内装材をはじめとする優良材の輸出を促進

エ. 成果指標

成果指標	競争力強化の取組数（累計）
H35（2023）	5取組

⑥. 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

ア. 現状と課題

県では、平成 18 年度から「森林環境教育」を、平成 27 年度からは新たに「木育」を推進しているところです。平成 28 年度にはこれらの取組をより一層拡充するため「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、「森のせんせい」をはじめとする森林環境教育指導者の育成のほか、森林ボランティアの育成、木育イベント「ミエトイ・キャラバン」を展開するなどしています。このような取組を進める中では、地域や学校の実情に応じたきめ細かな対応による、地域に密着した活動が必要となっているほか、野外体験保育や乳幼児期から木に触れる体験など未就学児にも対象を広げて欲しいといった声や、木製遊具や玩具に常時触れ合える場所の設置を求める声が上がっており、さらに取組を拡充する必要が生じています。

イ. プロジェクトのねらい

- 県内の既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を新たに整備するとともに、これらを「みえ森づくりサポートセンター」のサテライトとして位置付け、森林環境教育・木育の場を県内各所に水平展開することとします。
- これらサテライトは、施設管理者と連携してワークショップを開催するなど「森のせんせい」をはじめとする指導者等の活躍の場として活用するほか、みえ森づくりサポートセンター等が実施する指導者養成講座の場としても活用し、ソフト面でも充実を図ります。
- 地域に密着した森林環境教育・木育活動を展開するためには、市町や民間事業者による一層の取組を強化することが効果的であることから、市町や民間事業者に対する事業提案や事例紹介を随時行うほか、「森のせんせい」など指導者等のあっせんや、森林環境教育・木育活動を展開するノウハウ等を提供する仕組みの充実を図ります。

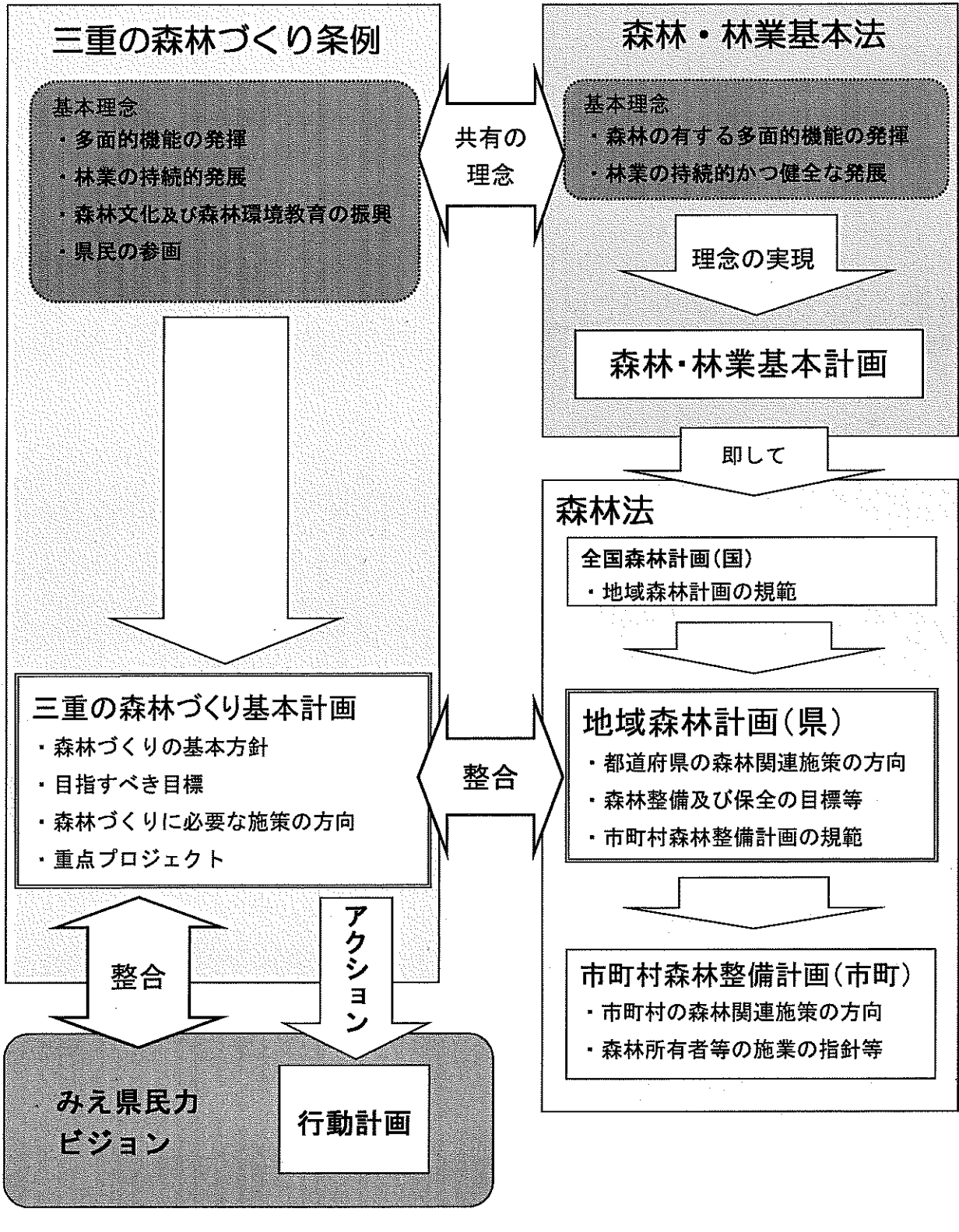
ウ. 手法

- 県内の既存施設における、森林環境教育実践フィールドや常設型の木育体験施設の整備
- 整備された施設における、森林環境教育・木育活動を展開するためのソフト面サポート
- みえ木育ステーション認定制度の創設

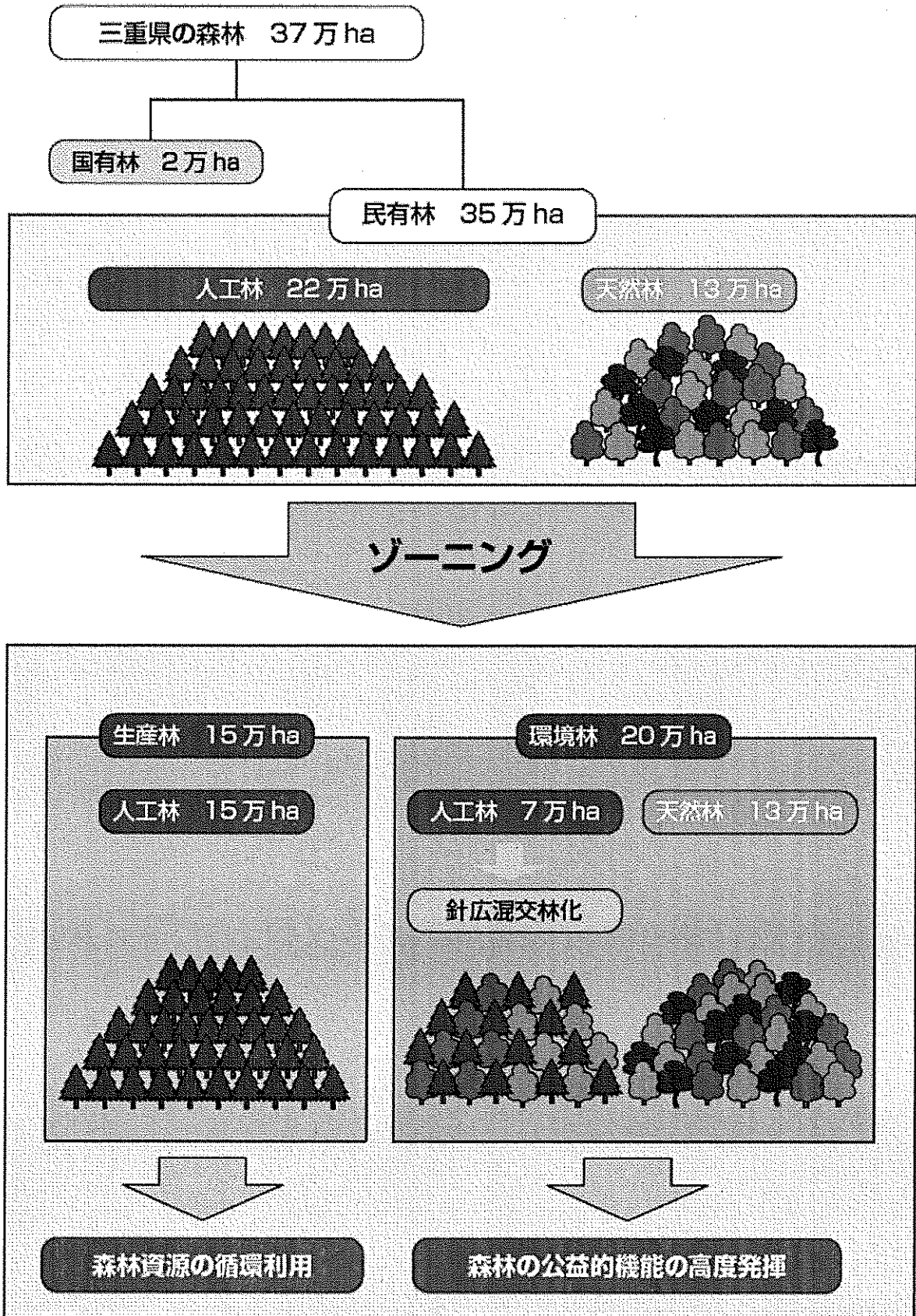
エ. 成果指標

成果指標	みえ木育ステーション認定数（累計）
H35 (2023)	29 箇所

三重の森林づくり基本計画と他の計画との関係

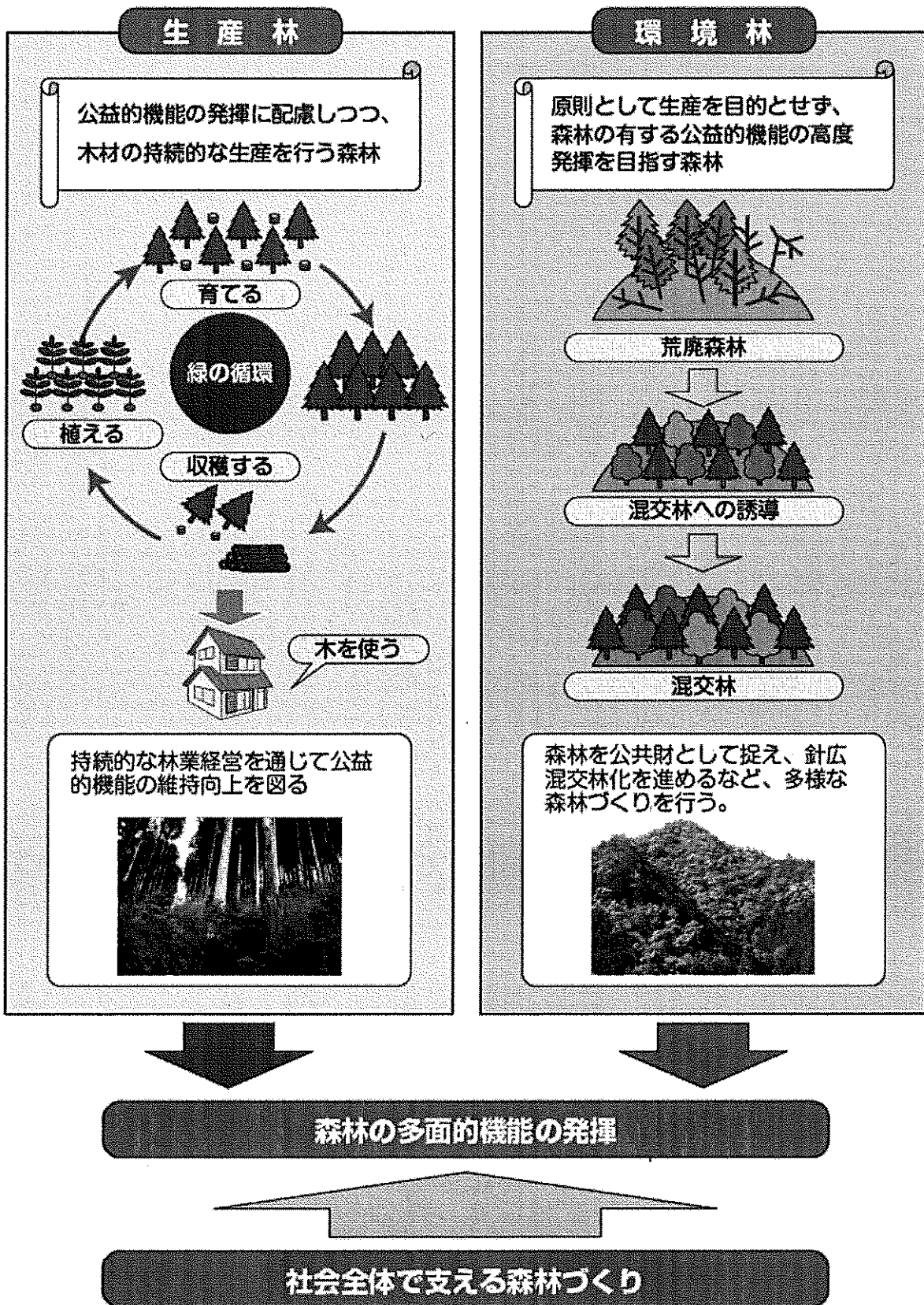


三重県型森林ゾーニングによる森林の区分



森林の区分に応じた森林づくり

「環境林」と「生産林」に区分し、効果的・効率的な森林づくりを進め、森林の持つ多面的機能の発揮を図ります。



森林・林業のあるべき姿（三重県林業人材育成方針（平成29年3月）より抜粋）

三重県の森林・林業の特徴を踏まえ、これからも強みとして生かせる部分は伸ばし、時代の変化に対応すべき部分は変革をしたうえで、長期的な視点に立った三重県の森林・林業の目指すべき将来像を示します。

（1）森林のあるべき姿

県民の皆さんにとって望ましい森林の状態や森林を取り巻く社会状況として、次の2つを示します。

① 森林の資源活用と公益的機能が調和している

多種多様な構造を有した森林が数多く存在し、木材生産やレクリエーションなどに森林資源が活用される中で、県土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全などの森林の持つ公益的機能が高度に、かつ持続的に発揮され、県民の生命や財産が守られています。

（具体的な姿）

- ・地形や立地環境、路網整備状況など森林を取り巻く自然的・社会的条件に適した森林のあり方や管理方法（森林ゾーニングなど）が明確化され、個々の森林の状況に応じて効率的・効果的に森林が管理されています。
- ・水源林や防災林など守るべき森林がどこに存在するのか県民に認識されるとともに、森林の管理状況がモニタリングされ、期待される機能が十分に発揮されています。
- ・森林所有者が所有森林の現状を把握し、森林の持つ様々な公益的機能が社会に与える影響が大きいことを理解し、森林の重要性を自覚することで、森林が適正に管理されています。
- ・守るべき森林や森林所有者による管理が困難な森林などでは、公的資金の活用や所有者に代わる管理制度等により、森林が適正に管理されています。
- ・竹林や里山など集落周辺の森林が、林産物等の収穫や自然とのふれあいの場として活用され、適正に管理されています。
- ・面的或いは立体的に「構造の豊かな森林※」が広く存在することにより、木材生産はもとより、水源涵養や災害防止などの森林に対する様々な県民ニーズに応えています。

※「構造の豊かな森林」とは

- ✓人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ✓若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ✓高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ✓これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

② 県民全体で森林を支えるという合意形成が出来ている

森林の持つさまざまな公益的機能が自分たちの暮らしや生命を支えているという県民の理解のもとで、森林づくりや木材利用に県民が積極的に関わり、県民全体の支えにより森林が適正に管理されています。

（具体的な姿）

- ・森林が土砂災害を防止・抑制すること、水道や農業用水などの水源としての機能を果たしていること、地球温暖化防止の基盤となる働きをもっていること等、自分たちの生活に欠かすことの出来ない大切なものであることが県民に理解され、県民全体が森林管理に高い関心を持っています。
- ・森林の現状や課題が県民に十分に認識されているとともに、森林を管理することに社会的

な責任があることが県民に理解されています。また、県民から森林管理のあり方に積極的な発言があり、その意見を反映しつつ、多様な主体による森林管理が行われています。

- ・森林環境教育や木育などにより森林の重要性が県民に認識され、森林保全活動への参加や、積極的な木材利用が行われています。また、教育の場やレクリエーションの場として森林が活用されています。
- ・木材が、再生可能な資源であるとともに環境にやさしい資源であることが県民に理解され、地域の材は地域で優先して使用する地産地消を中心に、建築資材やバイオマスエネルギーなど様々な用途で活用されています。

(2) 林業のあるべき姿

県民の皆さんにとって望ましい林業の状態について、次の4つを示します。

① 林業が誇りある産業として、地域を支えている

林業が中山間地域の重要な産業として確立するとともに、林業が担っている役割や影響について県民の理解が進み、林業関係者が誇りを持って働いています。

(具体的な姿)

- ・林業が森林を伐採すると同時に守り育てる産業であり、林業活動によって森林が健全に保たれ、県民の生活が支えられているという県民の理解が進み、林業が憧れの職業となっています。
- ・林業の収益性が確保されることで、地域経済が活性化するとともに、中山間地域の主産業として若者の働く場の創出や人口の定着に寄与しているなど、林業が中山間地域の振興を担っています。
- ・林業のみならず、農業や生産物の加工販売などの複合経営や6次産業化など、多様な林業経営が中山間地域の振興を担っています。
- ・林業関係者が、木材が再生可能な資源であることや森林整備により森林が持つ公益的機能が高度に発揮されることを理解して誇りを持って働くとともに、県民に対しても理解が進むよう働きかけています。
- ・高性能林業機械の導入や路網整備などにより、作業内容や安全面・衛生面が改善されるとともに、林業の活性化により安定した収入が確保されるなど、労働環境が向上し、林業従事者が意欲的に働いています。

② 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている

森林資源を安定的に供給し、経済的にも収益を確保しながら、森林の持つ公益的機能に配慮した持続的な林業経営が行われています。

(具体的な姿)

- ・木を植え、育て、収穫して利用し、また植える、「緑の循環」が推進され、適正な更新（植栽）により資源の循環利用が行われています。
- ・森林の地形や所有界、資源状況など最新の技術（GISなど）を活用し管理された森林情報に基づき、森林施業の集約化や森林資源に応じた林業活動が行われています。
- ・生産林や環境林などの森林の利用形態や、地形条件等に即した路網整備や林業機械の導入など、生産性の向上や環境への影響に配慮した生産システムが確立され、施業の効率化と自然環境との調和が図られた林業活動が行われています。
- ・森林の地積調査や境界の明確化が進み、所有境界の管理や所有権の移転が容易となり、意欲の高い経営者により林業経営が行われています。

- ・長伐期施業による複層林化や針広混交林化など自然環境と調和した多様な林業経営が展開されています。
- ・カーボン・オフセットに用いられるクレジット制度やファンドなどの民間投資も活用しながら、環境に配慮した森林の価値を高める林業経営が行われています。
- ・森林認証などの森林の環境保全に配慮した持続可能な林業生産活動が、多くの県民に理解され評価されることで認証材が優先的に活用され、持続可能な林業経営が展開されています。
- ・シカなどの野生鳥獣が適正に頭数管理されることにより、野生鳥獣による植栽木等の被害が減少し、自然の力を生かした植生の更新など費用のかからない林業経営が行われています。
- ・早成樹の導入などによるバイオマス利用に向けた木材生産、広葉樹や竹材の有効活用、キノコや山菜等の林産物の生産など、森林環境に配慮しながら短期的な収益が期待できる林業経営が行われています。

③ 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している
林業や木材産業、建築業などの事業者自らが生産から販売まで意欲的に取り組み、川上から川下までの関係者が連携するなど、消費者のニーズに的確に対応した戦略的な活動が行われています。

(具体的な姿)

- ・林業経営者や製材所などの事業者が、新たな需要の開拓や市場のニーズに応じた対応など、自ら生産したものを自ら販売するという気概や戦略をもって取り組んでいます。
- ・付加価値の高い優良材生産や並材の大量生産など、各地域の特性に合った林業と木材産業の需給体制が確立されています。
- ・林業経営者や素材生産業者、原木市場、製材所、工務店など川上から川下までの関係者がお互いに連携して、消費者のニーズに対応した供給体制の整備や製品・サービスの提供が行われています。
- ・地域で生産された材を地域で加工し、地域で優先して活用する木材の地産地消の流れが確立されています。
- ・生産者と新たな需要先とをつなぐコーディネーターやマネージャーなどの活用、ICTの利用などによる物流と商流の分離など、新しい技術や斬新な手法を取り入れた林業・木材産業が展開しています。

④ 森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

歴史的背景や自然環境、地域産業などの地域の特色を生かした林業経営や地域の森林資源を生かした新しいビジネスが展開されています。

(具体的な姿)

- ・尾鷲地域や波瀬地域(松阪市飯高町)などで伝統的に培われてきた施業やブランド力の強みを生かした林業経営が行われています。
- ・県内に多く存在する国立・国定公園や県立自然公園、世界遺産熊野古道周辺の森林などでは自然景観に配慮した林業経営が行われています。
- ・神宮宮域林にみられるような広葉樹林を計画的に配置して水源涵養や風致等に配慮しつつ、超長伐期の施業体系によりスギ・ヒノキの大径材生産を目指した林業経営が行われています。
- ・人工林率が高い、広葉樹が豊富、製材工場が多いなど、それぞれの地域の特徴を生かした林業経営が行われています。
- ・養殖筏や家畜用敷料としての利用など農業や漁業との連携や、他の分野の産業とコラボレ

ートした林業経営が行われています。

- ・スギ、ヒノキのみならず広葉樹や草本など、地域の多様な植生を活用して、木材の利用にとどまらない付加価値の高い製品づくりが行われています。
- ・景観や植生など森林が持つ様々な自然的要素を生かし、林業関係者が観光をはじめとする集客交流ビジネスなどに取り組んでいます。

用語説明

ア行

●ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

●ESG投資

環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。ESG は、環境、社会、企業統治の英語の頭文字を合わせた言葉。

●一貫作業システム

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

●A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことを目指す考え方。

●SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

●NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

●エリートツリー

成長や材質等の形質が特に優れたものとして選抜された精英樹の中から、優良なもの同士を人工交配等によりかけ合わせて育苗し、その中から、さらに優れた個体を選抜・検定したもの。上長成長や肥大成長が旺盛で、施業の効率化と育林コストの削減が可能になると期待されている。

カ行

●階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

●カスケード利用

木材を建築用材や合板などのマテリアル利用から、木質バイオマス燃料用チップや薪などのサーマル利用に至るまで多段階に利用すること。

●架線集材

空中にワイヤーロープを張り、集材機を使って、伐り出した木を集積場まで安全に吊るして運ぶ方法。

●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤード：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤード：建設用ベアスマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く切った単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を 90° 互い違いに重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

●再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

●里海

漁業活動などの形で人手が加わることによって生物多様性と生産性が高くなった沿岸の海のこと。

●里地里山

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路など保全対象への影響が大きいとして県が選定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造などと比べて軽量なことも特徴。

●持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の私有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会など多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●ジビエ

フレンチ料理の用語で、捕獲された野生のシカやカモ類等の鳥獣の肉のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業など、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成 13 年 7 月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

●森林インストラクター

一般社団法人全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

●森林環境教育

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深めること。(平成 29 年度森林・林業白書)

●森林環境教育・木育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、木育インストラクターなど、森林の役割・重要性や木材の良さ・利用の意義等について教育活動・普及啓発を行う人。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成 31 年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成 31 年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

●森林経営管理法

平成 30 年 5 月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利(経営管理権)を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を「意欲と能力のある林業経営者」に委ねる仕組み(新たな森林管理システム)の導入を柱とする。平成 31 年 4 月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた 5 年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林総合監理士（フォレスター）

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識および技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援し、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生き物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

●早生樹

センダンやコウヨウザンなど、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後定められた期間を経過しても更新が完了していないもの

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ行

●地位

林地の生産力のこと。具体的には、樹高の成長等によって区分する。

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158計画区)に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●地球温暖化

温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。渓床勾配を緩和して渓床や渓岸の侵食を防止したり、渓床に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の間際に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによ

って、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷など、きめ細かな流通に対応できる。

●長伐期施業

標準伐期齢（市町村森林整備計画において、地域の標準的な主伐の林齢として定められるもの）のおおむね2倍に相当する林齢まで森林を育成し、主伐すること。

●地利

木材を搬出する費用の経済的位置を示すもの。具体的には、林道等の道路から林地までの距離等によって区分する。

●天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ 行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

●日本農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などを一体的に評価し、特に重要性を有するものを農林水産大臣が認定する制度。平成28年には「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が認定を受けた。

●認定林業事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいて「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」を作成し、知事から認定を受けた事業主のこと。

ハ 行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の育成を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

●三重県木づかい宣言事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として平成 27 年 7 月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30 日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ木育ステーション

「みえ木育ステーション認定制度」において、県が認定する県内に整備された常設型の木育体験施設。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口など、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

●緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

●木育

子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動（平成 29 年度森林・林業白書）。具体的には、未就学児等には木製玩具や遊具などを使った遊び、小・中学校では木工、高校生以上では木製品の選択ができるような取組を実施し、将来、木製品の良さを伝えられる人材の育成を行うこと。

●木育インストラクター

「木育」の意義や役割を理解し、森林・林業、木材、環境について分かりやすく伝える指導者。認定特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会が認定している。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ 行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ 行

●リモートセンシング

遠く離れた所から、対象物あるいは対象とする現象を直接手を触れずに観測する技法のこと。遠隔探査。遠隔測定。

●林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

●林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザや ICT など先端技術を林業に導入し、森林における作業や森林管理等を効率化すること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●林地台帳

森林法に基づき、施業の集約化や適切な森林整備のために活用することを目的として、市町村が、地域森林計画の対象となっている民有林における森林所有者や土地等の情報を一元的にとりまとめた台帳。市町村は、台帳情報の一部を公表するとともに、森林組合や林業事業体等の森林整備の担い手に提供することができる。

●林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

●齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木などが生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道などの「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」などを適切に組み合わせた道路ネットワーク。

第一 目的

三重のもりづくり（三重の森林を守り、又は育てること）について

- ・ 基本理念を定める
- ・ 県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにする
- ・ 県の施策の基本となる事項を定める ことにより

三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進

↓

県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念と施策の基本となる事項

<p>(第三条) 多面的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全を図る 	<p>(第四条) 林業の持続的発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林資源の循環利用が重要であることから、林業生産活動を持続的に行う 	<p>(第五条) 森林文化及び森林環境教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることから、その保全及び活用を図る 	<p>(第六条) 県民の参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の恩恵は県民の誰もが享受することから、森林は県民の財産であるとの認識の下、県民の参画を得て、森林の整備及び保全を図る
<p>(第十二条) 森林の整備及び保全 (第十三条) 効果的かつ効率的な森林づくり</p>	<p>(第十四条) 林業及び木材産業等の健全な発展 (第十五条) 担い手の育成及び確保 (第十六条) 県産材の利用の促進</p>	<p>(第十七条) 森林文化の振興 (第十八条) 森林環境教育の振興</p>	<p>(第十九条) 県民、森林に関する団体等の活動への支援 (第二十条) 三重のもりづくり月間</p>

それぞれの責務

<p>(第七条) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念に基づき、もりづくりに関する施策を総合的に策定、実施 ・ 県民等との協働 ・ 国、市町との連携 ・ 隣接府県の理解が得られるよう努力 	<p>(第八条) 森林所有者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の多面的機能が確保されるよう努力 ・ 県が実施する施策への協力 	<p>(第九条) 県民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もりづくり活動に参画するよう努力 ・ 県が実施する施策への協力 	<p>(第十条) 事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業関係者は、森林の整備、保全に努力 ・ 木材産業者等は、森林資源の循環利用に努力 ・ 県が実施する施策への協力
---	---	---	--

国の役割

<p>(第十一条) 基本計画</p> <p>もりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本計画の策定（中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向等）</p>
<p>(第二十一条) 財政上の措置</p> <p>もりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める</p>

三重の森林づくり条例

平成17年10月21日

三重県条例第八十三号

三重の森林づくり条例をここに公布します。

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林環境教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が

図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体(緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。)等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行す

る。

- 2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

三重の森林づくり基本計画の改定経緯

【三重県森林審議会】

回	年月日	内 容
118	平成 28 年 12 月 12 日	三重の森林づくり基本計画の改定について諮問
119	平成 29 年 7 月 26 日	三重の森林づくり基本計画の改定について審議
121	平成 30 年 4 月 25 日	三重の森林づくり基本計画の改定（骨子案）について審議
122	平成 30 年 8 月 9 日	三重の森林づくり基本計画の改定（中間案）について審議
123	平成 30 年 12 月 13 日	三重の森林づくり基本計画の改定（最終案）について審議・答申

【県議会】

年月日	内 容
平成 28 年 12 月 14 日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の見直しについて
平成 29 年 5 月 25 日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の見直し時期を平成 31 年 4 月とする旨説明
平成 30 年 6 月 21 日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の改定（骨子案）について
平成 30 年 10 月 10 日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の改定（中間案）について
平成 30 年 12 月 12 日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の改定（最終案）について

【市町・事業者・県民への説明等】

年月日	内 容
平成 29 年 1 月 17 日 ～ 1 月 30 日	三重の森林づくり基本計画（骨子案）について 県内 7 会場で事業者や県民との意見交換
平成 30 年 9 月 5 日 ～ 9 月 28 日	三重の森林づくり基本計画（改定）中間案について 市町に対する文書による意見照会
平成 30 年 9 月 14 日 ～ 9 月 21 日	三重の森林づくり基本計画（改定）中間案について 県内 5 会場で市町向け説明会を開催
平成 30 年 9 月 5 日 ～ 10 月 31 日	三重の森林づくり基本計画（改定）中間案について 林業関係団体に対する文書による意見照会
平成 30 年 10 月 3 日 ～ 11 月 1 日	三重の森林づくり基本計画（改定）中間案について パブリックコメント意見募集
平成 30 年 10 月 11 日 ～ 10 月 22 日	三重の森林づくり基本計画（改定）中間案について 県内 8 会場で事業者や県民向け説明会を開催